

重症障害児 89%が在宅

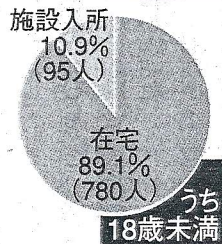
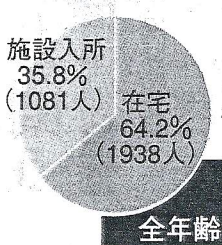
日常的に介護を必要とする重症心身障害児・者の現状とニーズを把握しようと、福岡県が九州で初めて実施した実態調査の詳細が判明した。県内では重症心身障害児・者の約64%が在宅で暮らしており、18歳未満に限ると在宅の割合は約89%に達した。介護に当たる親たちの負担軽減(レスパイトケア)が急務となっている実態があらためて裏付けられた格好だ。

【33面】連載とまり木ここに 在宅障害者の家族は「

福岡県実態調査

西日本新聞が入手した 在宅者が利用する福祉調査結果によると、動作 サービス(複数回答)は、や姿勢を維持するのが難 短期入所が775人(40%以上)、知的障害もある重 心身障害児・者は、県 日中一時支援事業が70人(36.4%)。いず うち在宅の人は、64.2%の1938人だった。18歳未満は県全体が875人で、在宅で暮らしているのは、89.1%の780人になった。

福祉施設やグループホームなどの入所者は全体で1081人。ただ、18歳未満は95人しかいない。在宅の重症心身障害児・者の割合(福岡県内)



親たちの負担軽減が急務

た処置は医療行為に当たり、原則、医師や看護師、医師の指導を受けた親などにしか認められていない。福祉事業者側はこうしたケアが必要な重症児の受け入れを敬遠しがちとされ、短期入所やホームヘルパーなどのサービスが広がらない要因の一つとなっている。

親の緊急時や負担軽減のためには、医療的ケアを代行する受け皿づくりが急務で、県は今後、さらに詳細なニーズを把握し、具体的な施策に乗り出す方針だ。

こうした実態を示すデータはこれまで推計値しかなく、国立重症心身障害協議会前会長の西間三馨・福岡女学院看護大学学長は「待ちに待った数字」と評価。「調査結果を生かし、在宅で介護に苦しむ親と、その子どもたちの安全弁となるような施策に取り組んでほしい」と話している。

調査は福岡県が昨年、着手。市町村を通じ、身体障害者手帳1〜2級と療育手帳Aの両方の所持者昨年3月末時点を対象に行った。(三宅大介)